

維持管理計画

平内町立外の沢埋立地

最終処分基準省令	維持管理方法
埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	廃棄物が飛散しないよう覆土及び必要に応じ散水を行う。
最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	悪臭が発散しないよう即日覆土を実施する。
火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	場内は禁煙とし、設置されている消火設備の定期点検を行う。
ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布 その他必要な措置を講ずること。	害虫等が発生しないよう、即日覆土を徹底する。また必要に応じ薬剤散布する。
囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。	無断で立入ることを防止するため囲いを設置し、定期的に点検、必要に応じ囲いの補修等を行う。
立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	立札は埋立地入口に設置し、常に見やすい状態にしておく。また、内容に変更があった場合は速やかに書換えを行う。
擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	擁壁等は定期的に点検するとともに、破損の恐れがある場合は、必要な措置を講ずる。
<p>最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ.埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。</p> <p>ロ.埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。</p> <p>ハ.埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。</p> <p>ニ.電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目について測定・記録すること。</p>	<p>地下水検査項目について年1回以上測定・記録する。</p> <p>電気伝導率、塩化物イオン濃度は月1回以上測定し、異状が認められた場合は地下水検査項目について測定・記録する。</p>
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	水質の悪化が認められた場合は、その原因を調査、また生活環境の保全上必要な措置を講ずる。

最終処分基準省令	維持管理方法
<p>浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。</p> <p>イ.放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ.浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ.放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1)排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。</p> <p>(2)水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。</p>	<p>浸出液処理施設の機能の状態を定期的に点検し、異状が認められた場合は必要な措置を講ずる。</p> <p>排水基準等に係る項目について、年1回以上測定・記録する。また、水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について月1回以上測定・記録する。</p>
<p>開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>埋立地の周囲に設けられた開渠を点検し、土砂等の速やかな撤去・措置を行う。</p>
<p>通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>埋立の進行により、通気装置の閉塞がされないよう管理する。</p>
<p>埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。</p>	<p>埋立が終了した区域は転圧を十分行い、50cm以上の覆土を行う。</p>
<p>閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>埋立が終了した際は、覆土が流出しないよう十分締め固めを行う。</p>
<p>残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>年1回以上残余容量を測定・記録する。</p>
<p>埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。</p>	<p>埋立てられた廃棄物の種類、数量及び維持管理記録簿を作成・保存する。</p>